

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	株式会社ベビーカレンダー
【英訳名】	baby calendar inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 安田 啓司
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 三宅 英樹
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木一丁目38番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

2025年3月31日に提出いたしました第34期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 3 [評価結果に関する事項]

## 3 【訂正箇所】

「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書の提出日

2025年3月31日

### 2. 訂正の理由

#### (1) 財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯

当社は、広告収益入金(YouTube/Google AdSense等)に関し、本来当社が受領すべき入金の一部が未入金となっている可能性を確認し、社内調査の結果、前取締役CF0による資金の不正着服の疑いが認められました。このことから事実関係及び原因等を明らかにするため、より専門性及び客観性の高い調査が必要であると判断し、2026年2月13日付で外部の弁護士及び公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

当社は、特別調査委員会に対し、本件の実事関係の解明、財務諸表への影響の有無及び影響額の検討、類似事案の有無の確認、並びに発生原因の分析及び再発防止策の提言を委嘱し、調査を進めてまいりました。

その結果、2026年3月31日付で当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、前取締役CF0による売上及び現金の着服事実が認定されました。

これを受け、当社は、事実を財務諸表等へ反映するため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載した財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表について訂正を行うことといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、本件に起因して影響を受ける事項に加え、過年度において重要性が乏しいことから訂正を行っていなかった事項についても、併せて修正する必要があると判断いたしました。

当社は、この会計処理の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、第34期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)有価証券報告書を訂正するため、訂正報告書を提出いたしました。

特別調査委員会の調査結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の有効性を確認した結果、前取締役CF0への権限及び情報の集中、並びに経理・内部監査・リスク管理体制が十分に機能していなかったことが、不正を生じさせ、かつ長期間にわたり発見を遅らせた不備の原因であったと認識しております。

これらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いと判断し、開示すべき重要な不備に該当するものと認識し、財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正することといたしました。

#### (2) 開示すべき重要な不備の内容

内部統制において認識された開示すべき重要な不備の詳細につきましては、「3. 訂正箇所及び訂正の内容」のとおりです。

#### (3) 訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由

当初の内部統制報告書における「2 [評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項]」に記載のとおり、財務報告に係る内部統制の評価は2024年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、評価の基準日は適切であったと判断しております。

全社的な内部統制の評価範囲の選定は、金額的・質的重要性の観点から評価の対象範囲内としており、当初の報告書における選定基準は妥当であったと認識しております。

しかしながら、整備および運用状況の評価プロセスにおいて、識別すべき内部統制の不備を看過した結果、評価手続全体の妥当性が不十分であったものと判断しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金の業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

上記の通り、例外的な取引や新規領域の取引に対する牽制機能、および販売プロセス上の不備を検知するための業務プロセスが評価範囲に含まれておりませんでした。その結果、評価範囲の選定基準およびその運用が適切ではなかったものと判断しております。

この事実の判明が基準日以降であったため、訂正の対象となる内部統制報告書の提出日においては、当該開示すべき重要な不備を把握することができず、2024年12月期の内部統制は有効と判断するに至り、訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備を記載することができませんでした。

#### (4) 開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況

開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に発覚したものであり、期末日までの是正は困難な状況にありました。これに対し、当社は「3. 訂正箇所及び訂正の内容」に記載の再発防止策を着実に実行し、適切な内部統制の再構築に取り組んでおります。なお、本書提出日現在において、一連の是正プロセスは完了するに至っておりません。

#### 3. 訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点におきまして、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告の適正性に重要な影響を及ぼすものであり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

したがって、基準日現在において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断しました。

#### 記

当社は、広告収益入金（YouTube / Google AdSense等）に関し、本来当社が受領すべき入金の一部が未入金となっている可能性を確認し、社内調査の結果、前取締役CF0による資金の不正着服の疑いが認められました。このことから事実関係及び原因等を明らかにするため、より専門性及び客観性の高い調査が必要であると判断し、2026年2月13日付で外部の弁護士及び公認会計士で構成される特別調査委員会を設置いたしました。

当社は、特別調査委員会に対し、本件の実事関係の解明、財務諸表への影響の有無及び影響額の検討、類似事案の有無の確認、並びに発生原因の分析及び再発防止策の提言を委嘱し、調査を進めてまいりました。

その結果、2026年3月31日付で当社は特別調査委員会より調査報告書を受領し、前取締役CF0による売上及び現金の着服事実が認定されました。

これを受け、当社は、事実を財務諸表等へ反映するため、過去に提出済みの有価証券報告書等に記載した財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表について訂正を行うことといたしました。

なお、今回の訂正にあたっては、本件に起因して影響を受ける事項に加え、別途修正が必要と判断した事項についても、併せて訂正を行っております。

上記の会計処理の修正のため、過年度の決算を訂正するとともに、第34期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）有価証券報告書の訂正するため、訂正報告書を提出いたしました。

当社は、前取締役CF0への権限及び情報の集中、並びに経理・内部監査・リスク管理体制が十分に機能していなかったことが、不正を生じさせ、かつ長期間にわたり発見を遅らせた不備の原因であったと認識しております。  
これらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼすと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると認定いたしました。

開示すべき重要な不備は、当事業年度末日後に判明したため、不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

なお、これらに起因する必要な修正事項は、全て各事業年度の有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書の訂正報告書に係る財務諸表、中間財務諸表および四半期財務諸表に反映いたします。さらに、当社は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正し、適切な内部統制を整備し運用するために、以下の取り組みを行ってまいります。

#### [ 再発防止策 ]

- (1) 本件不正に直結する緊急再発防止策
- (2) 経営責任及びリスクマネジメント体制の強化
- (3) 経理・財務報告プロセスの強化
- (4) 権限管理及び IT 統制の強化
- (5) 内部監査、監査役監査及び三様監査の実効性向上
- (6) コンプライアンス意識の醸成及び内部通報制度の運用強化

以上